

興除中学校 学校いじめ防止基本方針

1 いじめに対する基本的な考え方

基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。よって、いじめは絶対に許されない行為であり、また、どこでも起こりうるものという基本認識に立ち、生徒の尊厳を保持するため、学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に向けて全力で取り組む。

2 いじめの防止

学校教育全体を通じて、教職員・生徒の人権意識を高め、生徒が安心して一人一人が輝く生活を送れるようにする。あらゆる場面でいじめは許されない認識をもつ。

3 いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）定義 第二条

4 いじめの未然防止・早期発見に向けた学校の取り組み

未然防止

ささいなことであってもいじめの可能性を念頭に置き、決して軽視することなく早い段階で的確な指導ができるよう細心の注意を払う。

(1) 興除中ライフラインへの取り組み

- 豊かな心や他人とのコミュニケーション能力を育むため挨拶運動を奨励する。
- 思考力、想像力、判断力を育むため、読書活動を充実させる。
- 生命や物を大切にすることを育むため清掃活動・給食指導を充実させる。

- (2) 社会性、規範意識、他人を思いやる優しさを育むための道徳教育を充実させる。
- (3) 生徒一人一人が自ら進んで学習する態度を身につけ、自己肯定感を持つことができるよう授業を充実させる。
- (4) 教職員が生徒一人一人の人権を尊重し、誰もが大切にされ、暴力による指導のないように注意し、人権意識の高い生活環境、生徒の育成に努める。
- (5) 学校生活のあらゆる場面で生徒に充実感や一体感をもたせ集団の質を高める。お互いの良さを認め、褒め、高めあうことによってすべての生徒がいじめのない落ち着いた学校生活を送り、ともに支えあう人間関係作りを目指す。
- (6) 基本的な生活習慣や規範意識を高め、正しい生活の習慣化をめざし、忍耐力や向上心の育成、正しい判断力の育成に努める。
- (7) 地域の行事への積極的な参加を奨励、ボランティア活動を推進し地域を愛し、相手を思いやる心の醸成を図る。
- (8) 情報モラル教育を推進し生徒がインターネット・携帯電話・スマートフォン等の正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者にならないように、継続的に指導する。
 - 情報モラル講演会の実施
 - 道徳授業での情報モラル指導
- (9) 教職員の資質向上のため、いじめ防止に関する研修会の確保をする。

早期発見

生徒がいじめの相談をしやすい信頼関係の構築と安全・安心の環境づくりを行う。

- (1) 「やりとり帳」「学級日誌」等の利用や、日常の観察により生徒の心の動きや生活を知り、理解を深める。
- (2) 教育相談（定期・随時学級の全員を対象）を行い、生徒の悩み相談や人間関係を深めるもの、自発相談のきっかけにする。
- (3) 生徒とのふれあいの場（業間・休憩時間など）を多く作ることによって、教職員と生徒との信頼関係を築くよう努める。
- (4) 外部の相談機関やいじめ相談電話を紹介する。
- (5) 気になる生徒への家庭訪問、電話連絡により家庭での様子や変化を知る。
- (6) A S S E S S を活用し、学級集団に内在する諸課題を見だし問題を未然に防ぐ。
 - A S S E S S アンケート 年3回
- (7) 情報把握と情報交換を密にし小さな変化（いじめのサイン）を見逃さない。
- (8) 定期的に生活アンケートを行い早期発見に努める。
 - 生徒対象いじめアンケート 年3回
- (9) いじめ防止対策委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、該当学年主任、 学年生徒指導係、学級担任

※(状況により、子ども相談主事、スクールカウンセラーに参加を依頼する)

- (10) 生徒指導係会を週 1 回開催し、問題行動等の情報交換及び共通理解を図る。

校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、学年生徒指導係、特別支援コーディネーター等による。

5 いじめ防止等に関する措置

いじめが発生したと認識した場合、いじめ防止対策委員会を中心に迅速かつ組織的に対応を行う。

- (1) 対応体制の確立
- (2) いじめを受けた生徒、いじめを知らせてきた生徒の安全確保と心のケアをする。
- (3) 事実関係の把握と記録を正確に行う。
- (4) 加害者生徒に対して教育的配慮のもと指導、支援を行う。
- (5) いじめを起こした個人・集団・学級・学年への指導を行う。
- (6) 教職員における共通理解を行う。
- (7) 被害者・加害者保護者への適切な連絡と連携を図る。
- (8) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては教育委員会、警察署、こども総合相談所と連携して対処する。

重大事案への対処

- (1) いじめの重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告に報告する。
- (2) 岡山市教育委員会と協議のうえ、対処する組織を設置、調査をする。
- (3) 調査結果については、いじめを受けた生徒保護者に必要な情報を適切に提供する。
 - 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）より抜粋